

資料提供(投げ込み) 令和3年8月25日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所属	職・氏名
健康福祉部 保険医療助成課 (電話059-229-3160)	保険医療助成課長 福田 政一

令和3年度国民健康保険料の賦課誤りについて

令和3年7月8日に令和3年度国民健康保険料納入通知書兼領収書を発送したところ、7世帯において国民健康保険料の賦課誤りが判明しました。

記

1 経過

令和3年度の国民健康保険料の賦課を行うに当たり、税制改正に伴い、業務委託により国民健康保険システム（以下「国保システム」といいます。）の改修を行いました。

本市は、改修後の国保システムにより、令和3年度の国民健康保険料を算定し、令和3年7月8日に令和3年度国民健康保険料納入通知書兼領収書を35,137世帯に発送しました。

その後、同年8月16日に委託業者から改修作業のデータ処理において誤りがあった旨の連絡があり、7世帯に誤りがあることを確認しました。

2 対象世帯数等

軽減割合		世帯数	保険料の増額分
正しい割合	誤った割合		
5割	7割	5世帯	127,680円
2割	5割	1世帯	20,640円
軽減なし	2割	1世帯	41,220円
合計		7世帯	189,540円

(全ての世帯で変更後の保険料は増額となり、増額分は最大41,220円/世帯、最小20,640円/世帯となります。)

3 賦課誤りの原因

平成30年度税制改正に伴い、軽減判定の所得基準が改正され、一定の給与所得者等及び公的年金等の支給を受ける者（以下「給与所得者等」といいます。）の人数の把握が必要となったことから、国保システムの改修を行いました。委託業者が行う改修作業のうち、個人住民税システムから抽出したデータを国保システムに入力する処理において誤りがあったことが判明したものです。

このため、一部の世帯について給与所得者等数の把握を誤り、これにより軽減判定が正しく行われない状態で算定した誤った保険料を賦課したものです。

4 賦課誤りへの対応

賦課誤りがあった世帯には、電話により当該賦課誤りについてのお詫び及び経緯等の説

明を行いました。

また、誤って賦課した保険料については、賦課更正を行い、対象となる世帯に国民健康保険料納入通知書兼変更通知書を送付します。

なお、保険料の増額分については、これまでの保険料と合わせて再計算し、第3期（令和3年9月）から第9期（令和4年3月）までの7期に分けて賦課します。

5 今後の対応

再発防止策として、制度改正に伴い国保システムの改修を行った場合は、データ処理に遺漏がないよう委託業者と調整し、本市担当者においても改修後のデータ等の検証をより徹底的に行うなど確認体制の強化に取り組みます。